

食品安全モニターからの報告（１７年５月分）について

食品安全モニターから５月中に、３７件の報告がありました。

報告内容		
<意見等（一般報告）>		
・ 食品安全委員会活動一般関係		２件
・ リスクコミュニケーション関係		１件
・ B S E 関係		１５件
・ 食品衛生管理関係		１件
・ 食品表示関係		９件
・ その他		９件

（注）複数の分野にまたがる報告については、便宜上いずれかの分野に分類した。

報告された意見等については、以下のとおりです。

リスク管理機関に関わる意見等につきましては、関係行政機関に送付し、広く食品の安全性の確保に関する施策の参考に供することとしています。

なお、以下では、食品安全委員会に関する意見等についてコメントを掲載するとともに、併せて、リスク管理機関に関わる意見等についても、関係行政機関からコメントがありましたので掲載しております。

１．食品安全委員会関係

○ アルコール飲料摂取（男性）による胎児への影響

食品安全委員会が発行する季刊誌に「委員会が自らの判断により行うリスク評価について」の記事があり、自らの判断で意欲的に取り組まれる姿勢を知り、頼もしく思った。妊婦のアルコール飲料摂取は、胎児へ悪影響があるが、男性のアルコール飲料摂取後の受胎も、悪影響があるとの説があるので、科学的知見に基づく、情報提供をお願いする。

（福岡県 男性 74 歳 その他消費者一般）

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会では「妊婦のアルコール飲料の摂取による胎児への影響」に関するファクトシート（科学的知見に基づく概要書）を作成し、公表しています。

このファクトシート作成の際に参考とした米国疾病管理予防センター（CDC）が公表している情報には、胎児性アルコール症候群（FAS）の発症は、妊婦のアルコール飲料の摂取が影響しており、父親のアルコール摂取が原因とは考えられないとされています。しかし、アルコール摂取による精子への影響については現在も調査研究が行われていることが記載されています。

食品安全委員会としては、引き続き、アルコール飲料の摂取による胎児や人への影響について、国内外から新たな研究結果等の情報収集を行うとともに、必要に応じファクトシートを通じて国民の皆様への情報提供に努めてまいります。

○ **委員会が自らの判断により行うリスク評価について**

平成16年12月に決定した食品安全委員会が自ら行うリスク評価の対象として、リステリアを含む食中毒原因微生物全体について優先順位を付けつつ、微生物の定量的リスク評価に関するガイドラインを策定し評価を行うことが決定された。そのことによって、食中毒対策がなおざりになりがちであった魚市場の衛生管理につながるリスク評価が行われることを強く期待している。また、それを公表することによって、行政機関、業者に食中毒対策について啓発の機会を与えてほしい。

(東京都 男性 62歳 食品関係業務経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会では、食中毒により毎年数万人の患者が発生し、数名の死者も出している状況の中、リスク評価を行い、正確な科学的知見を皆様に提供することが重要と考え、平成16年12月、自らの判断により行う評価として、食中毒の原因となる微生物に関する評価に取り組むことを決定しました。

今後、微生物、ウイルス専門調査会において、リスク評価に関するガイドライン（指針）を策定し、食中毒原因微生物について優先順位を決めて、リスク評価を行うこととなります。また、専門調査会はすべて公開で行われ、議論の内容や結果はホームページ等でも公表されます。また、具体的なリスク評価についても必要に応じて実施することとなりますので、衛生管理の現状について、引き続き情報提供をよろしくお願い致します。

２．リスクコミュニケーション関係

○ リスクコミュニケーションの推進について

リスクコミュニケーションの推進のためには、消費者間の理解度の差を埋めていく必要がある。「理解」が進まなければ、リスクコミュニケーションの推進にはつながらない。「食育」についての知識を深めることもその一助となる。また、消費者に対して身近な言葉で、身近な事例で伝えることのできる人材の育成が望まれる。

(大阪府 女性 33歳 食品関係業務経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会では、リスク評価結果などについての意見交換会の開催、審議結果案に対する情報・意見の募集、食の安全ダイヤルによる問合せ対応、ホームページによる情報発信、季刊誌の発行などを通じてリスクコミュニケーションに取り組んでおります。

このような取組により、幅広く関係者が食品の安全性に関する知識の向上を図るとともに、お互いの立場や考え方を表明し、理解を深めることが重要と考えております。

また、平成16年7月に取りまとめられた「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」において、「国をはじめ各関係者は、最新の科学の成果を正確、かつ、分かりやすく説明するためのコミュニケーションの方法と技術に精通した専門家の養成を行うなど、コミュニケーション技術の全体的な向上に努めるべき」とされています。このことを踏まえ、現在、リスクコミュニケーション専門調査会ではリスクコミュニケーションに関する専門家の養成について審議しているところです。

食品安全委員会としては、引き続き、幅広く食品の安全性について科学的知見に基づいた正しい情報を提供し、皆様の理解の増進を図るとともに、意見交換ができる機会を設け、リスクコミュニケーションの推進に努めてまいります。

【厚生労働省及び農林水産省からのコメント】

厚生労働省・農林水産省では、国民とのリスクコミュニケーションを積極的に推進していく必要があると考えており、意見交換会の開催やホームページ、パンフレット等を通じた情報提供に努めてきているところです。

意見交換会における行政からの説明資料、ホームページ等に掲載するプレスリリース資料やQ & A等の資料については、食品の安全性に対する理解を深めていただくため、正しい情報を消費者等の関係者にわかりやすくするよう心がけているところです。

また、より効果的なリスクコミュニケーションが実施できるよう、国や都道府県等のリスクコミュニケーション担当者に対する研修等も実施してきております。

今後も、皆様からの御意見を参考にし、更なる工夫に努めていきたいと思っております。

3 . B S E 関係

○ B S E (牛海綿状脳症) 全頭検査緩和について

B S E 全頭検査緩和容認内容は、抽象的で消費者の理解度は低い。具体的情報提示と説明が必要である。O I E で検討している安全基準は、国内の安全基準になると予想されるので、消費者への情報の質と伝達方法の検討が重要となる。

(北海道 男性 69 歳 食品関係研究職経験者)

○ B S E の全頭検査廃止の方向性について

今回、食品安全委員会により決定された 2 0 ヶ月齢以下の牛を B S E 検査対象外とする事項に関しては、時期尚早の感は拭えない。もう少し、検討の余地があるのではないだろうか。

(奈良県 女性 41 歳 その他消費者一般)

○ B S E 問題について

安心して牛肉を食べるために私たちが望むことは、まず第一に危険部位の除去の徹底です。その上で、全頭検査を廃止するならば、それに対する説明と、検査方法の開発、そして B S E のさらなる研究をお願いします。

(栃木県 女性 38 歳 その他消費者一般)

○ B S E 全頭検査について

牛海綿状脳症 (B S E) の全頭検査の緩和について発表されたが、消費者は国産牛との二重の基準に不安や戸惑いを感じている。どうか一刻も早く、消費者に安全を証明してもらいたい。

(徳島県 女性 21 歳 その他消費者一般)

○ B S E 全頭検査について

厚生労働省が国の制度としての全頭検査を終了した後、全都道府県による自主継続の際、きちんと実施しているかチェックしてほしい。また、若い北米産牛肉の輸入再開に対しても、リスクゼロではないことを肝に銘じてほしい。

(石川県 女性 49 歳 食品関係業務経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

我が国における牛海綿状脳症 (B S E) 対策の見直しについては、平成 1 6 年 1 0 月 1 5 日に厚生労働省、農林水産省から以下の項目

と畜場における B S E 検査対象月齢の見直し及び検査技術に関する研究開発の推進

特定危険部位 (S R M) の除去の徹底

飼料規制の実効性確保の強化

B S E に関する調査研究の一層の推進

について、食品健康影響評価 (リスク評価) の要請を受け、プリオン専門調査会において、8 回にわたって、中立公正な立場から科学的な議論を尽くし、去る 5 月 6 日に食品安全委員会において、最終的な評価結果をとりまとめました。

この評価結果においては、と畜場における B S E 検査対象月齢を見直す場合に

については、食肉の汚染度は全頭検査した場合と21ヶ月齢以上を検査した場合、いずれにおいても「無視できる」～「非常に低い」と推定され、この結果から、検査月齢の線引きがもたらす人に対するリスクは、非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される、とされたところです。

なお、今回の評価結果については、食品安全委員会ホームページのトピックス「BSE & vCJD」(<http://www.fsc.go.jp/sonota/bse1601.html>)の中に評価結果のポイントや、関連情報を整理し、理解の促進に努めているところです。また季刊誌「食品安全」でも取り上げ、できるだけわかりやすい解説に努めるなど、今後とも理解の促進に努めてまいります。

【厚生労働省からのコメント】

BSE全頭検査については、平成13年10月当時、牛の月齢が必ずしも確認できなかったこと、国内でBSE感染牛が初めて発見され、国民の間に強い不安があったこと、等の状況を踏まえて開始したものです。BSE対策については、他の食品安全対策と同様、科学的合理性を基本として判断すべき問題と考えており、昨年9月に食品安全委員会においてとりまとめられた、BSE国内対策に関する評価・検証に沿って、同年10月15日に全頭検査を含む国内対策の見直しについて食品安全委員会に諮問し、本年5月6日に食品安全委員会から答申を受けたところです。

厚生労働省としては、検査対象月齢の見直しに当たって、食品安全委員会の科学的な評価結果を踏まえて対応しているところであり、BSE検査法については、引き続き情報収集するとともに、高感度・迅速診断法の研究開発を進めます。

また、SRM管理についても重要なBSE対策と認識しており、食品安全委員会の答申審議の経過も踏まえて、今後、ピッシングの廃止を含めたSRM管理の徹底について、適切に対応いたします。

なお、科学的評価に基づく安全が消費者の安心に結びつくようリスクコミュニケーション等を通じて国民の理解が得られるよう努力いたします。

【農林水産省からのコメント】

平成17年5月6日に食品安全委員会から答申を受けた「我が国におけるBSE対策に係る食品健康影響評価」は、食品安全委員会において科学的な見地から議論され、取りまとめられたものであり、リスク管理機関である農林水産省としては、尊重すべきものと考えています。

この答申の農林水産省関連部分においては、飼料規制の実効性確保の強化を行う必要があるとされ、飼料の輸入・製造・販売業者及び牛飼養農家に対する検査・指導体制を強化することが重要とされています。農林水産省は、この答申に沿って制度改正を行うこととし、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部改正案について、5月9日から1か月間パブリックコメントの募集を行いました。現在、提出していただいた意見・情報を参考にしながら、省令改正に必要な手続を進めているところです。

また、BSEに関する情報は、Webサイト、メールマガジンを活用し、関係者の方々に直接お届けしています。例えば、農林水産省Webサイトの「トピックス」には「牛海綿状脳症（BSE）関係」として、牛海綿状脳症（BSE）に関するプレスリリース、Q & A、リーフレット、関連リンク等の関連情報を掲載しています。（http://www.maff.go.jp/soshiki/seisan/eisei/bse/bse_top.htm）

今後とも、様々な手段を用いて、正確でわかりやすい情報の提供に努めてまいります。

○ BSE検査方法について

英国での感染実験データによると、異常プリオンたん白は、まず回腸遠位部に感染性が認められ、その後、中枢神経系に認められるとのことです。それならば、若齢牛のBSE検査は延髄門部よりも回腸遠位部で行ったほうが検出しやすいのではないのでしょうか。

（広島県 女性 32歳 その他消費者一般）

【厚生労働省からのコメント】

現在実用化されているBSEスクリーニング検査（迅速検査）におけるプリオン病の診断法であるエライザ法は、異常プリオンたん白質が最も蓄積するとされている脳（延髄）組織を使用する方法であり、回腸遠位部を使用する迅速検査法は世界的にも実用化されておりません。

○ BSE陽性若齢牛（21ヶ月齢、23ヶ月齢）と肉骨粉使用について

「我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価」の中に、BSE陽性の23ヶ月齢と21ヶ月齢は「市場に残存している肉骨粉が使用されたか、牛の肉骨粉に汚染された他の畜種の肉骨粉が使用された可能性がある。」と記載されています。BSE陽性の追跡調査の結果では、そのようなことも考えられるのでしょうか。その可能性があるのならば、その2頭の飼料給与の再調査の必要があるのではないのでしょうか。

（広島県 男性 37歳 食品関係業務経験者）

【農林水産省からのコメント】

我が国で発生した、8例目（23か月齢）、9例目（21か月齢）のBSEの感染牛については、反すう動物由来たん白質の反すう動物への給与を法的に禁止する飼料規制を実施した後に生まれた牛であったことから、飼料原料の輸送段階、飼料の輸送・保管段階での交差汚染の可能性にも留意し、原因究明のための調査を進めてきたところです。

その結果、当該牛に対し、肉骨粉や牛以外の家畜用の飼料の給与はなされておらず、給与された牛用配合飼料及び補助飼料の原料としても肉骨粉が使用されていないことが、農家や農家に飼料を販売した業者の記録の調査により確認されています。

この調査の結果、肉骨粉等の交差汚染の可能性を示すような知見は得られませ

んでしたが、平成16年6月に、食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会プリオン病小委員会にこれらの調査結果について諮ったところ、同様な事例が今後確認された場合は、総合的に疫学的な検討を行うべきとされたところです。

今後、8例目以降の感染牛に対する疫学的な検討を加えるため、リスク管理に必要な知見を得るための研究を外部機関に委任することとして、今年度から開始した「リスク管理型研究」制度のテーマの一つとして、調査研究を開始したところであり、引き続き、専門家の意見を踏まえつつ、感染源、感染経路の究明につとめてまいります。

○ **牛肉の輸入は安全を第一に**

食の安全が「米国産牛肉の輸入再開」という対日圧力により脅かされているが、安全を第一に妥協するものではなく、相手に対して国内基準通り「全頭検査」を行うよう強く求めていくべきであろう。

(熊本県 男性 44歳 食品関係業務経験者)

○ **BSE対策と米国産牛肉輸入再開問題について**

米国産牛肉の輸入条件についての安全性評価の答申は、周辺情勢が厳しい中、食品安全委員会の存在意義を左右する重大な局面であり、十分な時間をかけ、国民が納得するに足る、学術的議論を尽くし答申をしてもらいたい。

(徳島県 男性 67歳 その他消費者一般)

○ **全頭検査廃止と米国産牛肉の輸入再開について**

全頭検査廃止の道筋がはっきりしてきたが、このことが米国産牛肉の輸入再開につながってはならない。政府は、米国のSRM除去状態等を把握し、消費者の理解が得られるよう努力すべきだ。

(和歌山県 女性 38歳 その他消費者一般)

○ **米国産牛肉の輸入再開について**

米国産牛肉の輸入が早ければ、平成17年9月にも再開されるそうですが、まだまだ再開には早いと思います。BSEに対する日本の対応と米国の対応に差がある中で、輸入再開はすべきではないと私は考えます。

(栃木県 女性 38歳 その他消費者一般)

○ **米国産牛肉の輸入は慎重に**

米国から牛肉の輸入再開を強く迫られる中、「安心」「安全」を求める国民の声に応える形での政府の外交交渉を期待したい。また、消費者の立場から少しでも不安があれば国として対策を講じ、輸入は慎重に再開すべきである。

(熊本県 男性 44歳 食品関係業務経験者)

○ **BSE問題に対する食品安全委員会の姿勢について**

ニュースで、米国産牛肉を20ヶ月以下の牛については検査なしで輸入することについての諮問があったとの報道がありました。そのことについて、食品安全委員会に

は慎重な議論をお願いしたい。

(茨城県 女性 39歳 医療・教育職経験者)

○ **米国・カナダ産牛肉輸入再開の条件**

米国・カナダ産牛肉輸入再開に際しては、特定危険部位の除去や20ヶ月齢以下の牛に限るとの2条件の他に、肉骨粉が牛に使用されることのない厳密な管理規制の整備を条件に加える必要がある。

(福岡県 男性 74歳 その他消費者一般)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会は、厚生労働省及び農林水産省から、平成17年5月24日に米国及びカナダ産の牛肉及び牛の内臓について、食品健康影響評価(リスク評価)の要請を受け、プリオン専門調査会において審議を開始しました。

食品安全委員会としては、今後とも中立公正な立場から、科学的な知見を基に、リスク評価を行っていくこととしています。

【厚生労働省からのコメント】

米国産牛肉の輸入再開問題については、評価すべき対象が異なるものであるため、国内対策の見直しとは独立して評価されるべき問題であると考えています。

20ヶ月齢以下の牛に由来する牛肉に限定するという輸入条件は、昨年10月23日に日米局長級協議において示された一定の条件・枠組みの一つであり、食品安全の確保には検査は不要であるという米国側主張と、検査は必要であるという我が国の主張の双方が考慮された結果、食品安全委員会による審議を含む日米それぞれの国内承認手続きを条件に、認識の共有が行われたものです。なお、米国及びカナダ産牛肉の輸入再開については、一定の条件を満たす米国及びカナダ産牛肉に関し国産牛肉と同等の安全性が確保されているかについて、食品安全委員会へ諮問したものです。今後、食品安全委員会において、国民の健康保護の観点から、科学的知見に基づき評価いただけるものと考えており、厚生労働省としては、その評価を踏まえて対応します。

【農林水産省からのコメント】

米国産牛肉の輸入再開問題については、5月13日から20日まで全国9か所で行った消費者等との意見交換会も踏まえ、我が国に輸入される米国産牛肉が国産牛肉と同等の安全性が確保されているかどうかについて、5月24日に食品安全委員会に諮問したところです。また、飼料規制等両国のBSE対策の実情についても考慮すべき事柄として情報提供しているところであり、これを踏まえて現在、食品安全委員会において科学的に評価いただいています。

なお、米国産牛肉の輸入再開後においても、定期的に米国側の輸出証明プログラムの実施状況を検証するため、米国の施設の査察を行う予定です。

BSE問題については、これまでと同様、科学的知見に基づき、食品の安全と消費者の信頼の確保を大前提として、手順を踏んで適切に対処して参ります。

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関に回付しております。

○ **佐賀県、BSE 疑似患畜牛について**

国内 17 頭目の BSE 感染牛と一時期いっしょに飼育されていた佐賀県唐津市の乳用牛 2 頭を処分した。検査の結果は「陰性」だったが、BSE に関する国の指針により「疑似患畜」として処分されたということだ。

（佐賀県 女性 31 歳 食品関係業務経験者）

4．食品衛生管理関係

○ 第三者機関の創設と安全指導体制について

スーパーやデパートの地下食料品売り場でお惣菜等の食品をよく手に取るが、その食品が本当に安心できるものであるか疑問に思うことがある。衛生面で保健所指導があるようだが、とても甘いと聞く。より安心して口にすることが出来るよう、消費者の声を伝えチェックし、お店の改善に努めるため、各市町村で、主婦経験者等を中心とし食品衛生担当者が加わる形の第三者機関を作り、衛生指導する体制が不可欠と思う。

（山梨県 女性 42歳 その他消費者一般）

【厚生労働省からのコメント】

国内に流通する食品や飲食店等の営業施設の監視指導は、各都道府県等の食品流通等の実態や食中毒の発生状況等の地域実情を踏まえ、住民の意見も聞きつつ策定した監視指導計画に従って、保健所の食品衛生監視員が施設への立ち入り検査、製品の収去検査により、厳正に実施しています。

また、都道府県等において、食品等事業者による食品衛生の向上に係る自主的な活動を促進するため、食品衛生推進員などによる食品等事業者に対する指導・助言などの活動を推進しています。

販売店における食品の取扱いや製品に関する食品衛生上の問題が懸念される事例や各地域における食品衛生に関する取組について御不明な点がございましたら最寄りの保健所にお問い合わせ下さい。

5．食品表示関係

○ 食品の「期限表示」について

期限表示から「製造年月日」の記載義務が無くなりましたが、消費者にとっては、最も必要としている商品情報のひとつだと思います。「製造年月日」の記載義務を、再度見直して頂きたいと思います。

（新潟県 女性 34歳 その他消費者一般）

【厚生労働省及び農林水産省からのコメント】

食品衛生法及びJAS法に基づく食品等の日付表示については、平成7年3月までは、製造年月日表示が義務付けられていたところですが、厚生労働省の検討会及び農林水産省の懇談会それぞれにおいて、消費者、事業者を含む委員により食品等の日付表示のあり方についての検討が行われました。その結果、

（１）食品等の製造、加工技術の進歩により、食品等の品質が保たれる期間が長くなってきており、従来の消費者の感覚と合わないものがあることや、食品等の安全衛生確保のためには、製造年月日表示よりも、品質がいつまで保たれるのかという期限の情報の方が有用となってきたこと

（２）製造年月日表示が、食品等製造業者において、過度に厳しい日付管理によ

る深夜・早朝操業や返品等の原因となっていたこと

- (3) 国際的にも、製造年月日表示を見直し、期限表示が採用されてきており、諸外国からも製造年月日表示を見直し、期限表示へ移行すべきとの意見が寄せられる等、国際規格との調和が求められていること

等の理由により、製造年月日表示から期限表示に転換することが適当とされたところです。

これを受け、平成7年4月から、従来の「製造年月日」に代えて、「賞味期限」又は「品質保持期限」若しくは「消費期限」のいわゆる「期限」を表示することとなり、食品衛生法に基づき、すべての加工食品に期限表示がなされることとなりました。また、JAS法においても、平成13年4月以降、すべての加工食品に期限表示を表示することとなりました。(なお、現在では、同様の内容を示す用語である「賞味期限」と「品質保持期限」は、全て「賞味期限」との用語に統一されています。)

(厚生労働省ホームページ：

「加工食品に関する共通Q & A (第2集：期限表示について)」)

(<http://www.mhlw.go.jp/qa/syokuhin/kakou2/index.html>)

(農林水産省ホームページ：

「Q & A 食品表示 (関係府省共通Q & A) 第2集：期限表示」

(http://www.maff.go.jp/soshiki/syokuhin/heyas/new_jas/q_and_a.html)

○ 鶏卵の表示方法と問題について

鶏卵の採卵日や産地表示は、食品衛生法では義務付けられていないが、生鮮食品の中でも、消費者からの苦情が多い食品のひとつであり、消費者に信頼されるような表示方法への改良が望まれている。

(宮崎県 男性 71歳 食品関係業務経験者)

【厚生労働省及び農林水産省からのコメント】

「食品の「期限表示」について」の御質問で製造年月日から期限表示に転換した経緯、考え方について記載しておりますが、鶏卵についても食品等の安全衛生確保のために、鶏卵の採卵日より、品質がいつまで保たれるのかという期限の情報の方が有用であると考えております。ただし、殻付き鶏卵に限り、産卵された年月日、採卵した年月日、包装した年月日の表示についても認めております。

また、鶏卵の原産地表示については、JAS法に基づく生鮮食品品質表示基準により義務付けられています。なお、養鶏場の名称及び住所が表示されている場合は、原産地表示を省略できることとしております。

(厚生労働省ホームページ：

「加工食品に関する共通Q & A (第2集：期限表示について)」)

(<http://www.mhlw.go.jp/qa/syokuhin/kakou2/index.html>)

(農林水産省ホームページ：

「Q & A 食品表示 (関係府省共通Q & A) 第2集：期限表示」

「Q & A 食品表示 生鮮食品品質表示基準Q & A」

(http://www.maff.go.jp/soshiki/syokuhin/heyas/new_jas/q_and_a.html)

○ **輸入食品の保護を**

ジャム・チョコレート・紅茶等の輸入が年々減少していると聞く。また、日本ほど厳しい賞味期限を設定している国はないとも聞いている。輸入品の場合、船便での輸入や関税検査等に相当日数がかかるため賞味期限が近づいてくるといわれている。菓子やジャム等の輸入が減少しない賞味期限の設定方法を採用していただきたい。

(三重県 男性 70歳 食品関係業務経験者)

【厚生労働省及び農林水産省からのコメント】

期限表示(賞味期限等)の設定については、食品の特性に応じて、製造者、加工者、輸入業者が微生物試験や理化学試験及び官能検査の結果等に基づき科学的・合理的に行うものであること等を、食品期限表示の設定のためのガイドライン等で示しており、輸入品、国産品で違いがあるものではありません。

○ **「わかりやすい食品表示」検討に思うこと**

今「わかりやすい食品表示」が検討されているという。しかし、表示内容の多さや複雑な原材料表示の見直しで簡素化や弾力性を持たせることにより、消費者が求める情報が科学的に正確さを欠いた食品表示にならないことを念願する。

(福岡県 女性 69歳 医療・教育職経験者)

【厚生労働省及び農林水産省からのコメント】

平成14年12月から、厚生労働省と農林水産省が共同で、消費者、製造業者、学識経験者などを委員とする「食品表示に関する共同会議」を開催しており、加工食品のわかりやすい表示方法についてもこの共同会議において御審議頂き、昨年12月には、「わかりやすい表示方法について 報告書」をまとめたところです。

その中で、例えば、現在のJAS法に基づく加工食品品質表示基準では、様式内に定められた以外の事項を表示することができませんが、今後は一括表示を「標準」としつつ、お客様相談のための問合せ先などを事業者の工夫により情報提供できるようにすること、また、お弁当については、一般的に外部からおかずを確認して購入するものであり、おかずが見えることが重要と考えておりますが、一方で、御指摘のように原材料、アレルギー物質、食品添加物など表示しなければならない事項も増加しております。このことから、目で見てわかるものは省略することにより表示面積を縮小し、必要な事項は必ず見やすいように表示するということなどを提案しております。

なお、この見直しに関わらず不正な表示に対し厳しく監視していくことに変わりはありません。

今後、事業者の創意工夫によって適切な表示がされるよう期待しております。

○ **加工食品の内容表示の記載場所について**

加工食品にとって原材料名や製造者等の内容表示は、選択の際の大きな手かがりになるにもかかわらず、その多くが包装の裏面に記載されていて不便だ。加工食品の表示は、表面にわかりやすく表示してほしい。

(三重県 女性 40歳 その他消費者一般)

【厚生労働省および農林水産省からのコメント】

食品の表示は、消費者にとってわかりやすいように、食品衛生法施行規則では、容器包装あるいは外装の見やすい場所に記載すること、JAS法の加工食品品質表示基準では表示事項を一括して表示することとしており、基本的には商品の内容を確認でき、かつ表示事項を満たした表示を商品の表面にすることを心がけるべきであると考えます。

また、今後、加工食品の表示をよりわかりやすいものにするため、厚生労働省と農林水産省が共同で開催している「食品の表示に関する共同会議」でも御審議頂き、平成16年12月に「わかりやすい表示方法 報告書」をまとめたところです。この中では、スーパーマーケットなどの店頭で見られるプライスラベルなどについても、JAS法の一括表示として認め、消費者にとってわかりやすい表示となるよう実態に合わせた弾力化を図る一方で、アレルギー物質を含む食品の表示や食品添加物については欠落することがないように見やすい位置に表示されるべきとの取りまとめになっています。

(農林水産省ホームページ：

「わかりやすい表示方法について 報告書」

(http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/sougou_syokuryou/kyodo_kaigi/wakariyasui_hyoji.htm)

○ **食品表示の信用性**

食品の表示について不安を感じている人が多いという調査結果を踏まえ、表示通りの製品であるか定期的にチェックし、監視する機関がない限り、不安は解消しないと思った。業者の自主管理だけでは不足ではないか。

(宮城県 女性 47歳 その他消費者一般)

【厚生労働省からのコメント】

国内に流通する食品や飲食店等の営業施設の監視指導は、各都道府県等の地域実情を踏まえ策定した監視指導計画に従って、保健所の食品衛生監視員が施設への立ち入り検査、製品の収去検査により、実施しています。食品の表示についても、食品衛生法の表示基準に違反する食品の流通を防止するため、一斉取締りや通常時の監視の一環として食品表示に関する監視を実施するほか、アレルギー表示やいわゆる健康食品の表示など事案に応じた監視指導の強化を実施しているところです。

また、食品表示を含め、食品等事業者による食品衛生の向上に係る自主的な活

動を促進するため、食品衛生推進員などによる食品等事業者に対する助言・指導などの活動を推進しています。

厚生労働省としては、今後とも食品表示に関する監視・指導の充実、関係機関との連携の強化を図っていくこととしています。

【農林水産省からのコメント】

農林水産省においては、地方農政局等に食品全般の表示の監視業務を専門的に担当する職員を配置（約2,000名）し、これらの職員により抜き打ち的に小売店舗等を巡回し、表示について監視・指導を行っているほか、社会的ニーズを踏まえて選定した特定の品目を対象に、表示の根拠の確認を含む徹底的な監視・指導を行っています。また、これらの監視においては、必要に応じ都道府県、厚生労働省等の関係行政機関とも連携するとともに、不正表示が行われていることを確認した場合には、JAS法に基づく指示・公表等の厳正な措置を実施しているところです。

○ 地域物産販売について

旅行に行けば、紛らわしい農産物、海産物が産地表示もなく、あたかもその地で採られたかのごとく販売されている。また、よく駅構内などで催されている物産展などでも、大きな看板、のぼり、POPの下、いかにも産直品のごとく販売されている。しかし、その内容（産地表示）に疑問がある。店舗を構えないそれらの業者にはより厳しい販売規制、表示徹底がなされても良いのではないか。

（大阪府 男性 54歳 医療・教育職経験者）

【農林水産省からのコメント】

農林水産省においては、地方農政局等に食品全般の表示の監視業務を専門的に担当する職員を配置（約2,000名）し、これらの職員により一般的な小売店舗と同様に駅構内の物産展等を抜き打ち的に巡回し、表示について監視・指導を行っています。

また、広く国民の皆様から食品表示についての情報等を提供していただくためのホットライン「食品表示110番」を全国65ヶ所に設置し、情報が寄せられた個別の案件についても対応しております。これらの監視においては、必要に応じ都道府県、厚生労働省等の関係行政機関とも連携するとともに、不正表示が行われていることを確認した場合には、JAS法に基づく指示・公表等の厳正な措置を実施しているところです。産地表示などに疑問がありましたら、「食品表示110番」に情報提供をお願いします。

（農林水産省ホームページ）

「食品表示110番」

（http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/110index.htm）

○ **安全確認証について**

ホタテ貝等には、魚連などが出す安全確認証が張ってある。しかし、生食ホタテ貝柱 500g パックの北海道物には採捕年月日、製造年月日の記載のないものが多い。記載すべき箇所は記載したほうが安心なのではないか。

(大阪府 男性 54 歳 食品関係業務経験者)

【厚生労働省及び農林水産省からのコメント】

ホタテガイ等の貝毒に関する安全性を確保するため、生鮮活貝を含む二枚貝製品には、原料貝の産地、採捕・製造年月日などの事項を記載した、出荷責任団体（漁連等）の発行する「安全証紙」を貼付することとされています。

農林水産省としては、今後とも道県を通じて証紙の適切な取扱いについての指導徹底に努めたいと考えております。

今後、同様に記載もれ等のある安全証紙を見かけた際には、その証紙に記載された登録番号（又はその他の記載事項）を農林水産省衛生管理課魚類安全室（電話：03 - 3502 - 8111（代表））まで御連絡いただければ、より具体的な対応ができますので、御協力のほどよろしくお願いします。

なお、生食ホタテ貝柱を含めた生食用生鮮魚介類について、食品衛生法に基づき期限表示（消費期限）の表示を義務づけております。

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関に回付しております。

○ **食品に係る賞味・消費期限表示について**

一般の食品に関して、賞味期限、消費期限の表示義務が製造者に課せられているが、この点について、少々行政の指導の見直しをしてもよい時期に来ているのではないかと思う。

(佐賀県 男性 64 歳 食品関係業務経験者)

6. その他

○ 中国製ダイエット食品の健康被害について

中国など外国の健康食品について、健康被害が出てから安全性チェックがされるような状況であるように思われる。命に関わる場合もあるので、危害の起こる前に何らかの監視・検査体制を確立してほしい。

(神奈川県 女性 53歳 食品関係研究職経験者)

【厚生労働省からのコメント】

厚生労働省では、平成14年に中国製ダイエット用健康食品（無承認・無許可医薬品）による健康被害が発生したこと等を受け、平成14年10月に健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領を策定し、自治体等と連携して健康被害の未然・拡大防止に取り組んでおります。

また、健康食品の輸入に際しては、医薬品成分を含んでいないことを事前に確認するよう輸入者に指導してきているところです。

個人輸入に対しましてもパンフレット「健康食品や外国製医薬品、化粧品等と上手につきあうために」を作成し、外国製健康食品購入時の注意事項等について、普及啓発を図っているところです。

(パンフレット掲載HP：<http://hfnet.nih.go.jp/contents/detail.php?no=653>)

今後とも、御指摘のような製品による健康被害の未然・拡大防止に努めてまいります。

(参考)厚生労働省ホームページ：「中国製ダイエット用健康食品等関連情報」
(<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/diet/index.html>)

○ 輸入野菜の安全性について

近年、様々な野菜や果物が輸入されています。消費者が安心して購入できるように、安全性についての検査方法や試験結果等の情報を公開してほしいと思います。

(栃木県 女性 38歳 その他消費者一般)

【厚生労働省からのコメント】

野菜や果実等の輸入食品の輸入時における検査は、検疫所において計画的に実施しており、その結果の概要については毎年度公表しているところです。

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>)

また、平成16年度から、重点的、効率的、効果的に監視指導を実施すべく、輸入食品監視指導計画を策定しており、その監視結果について、年度途中及び翌年度の6月までに公表することと定めています。

平成16年度輸入食品監視指導計画監視結果中間報告等については、既に公表(<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>)しているところですが、今後ともわかりやすい情報の公開に努めてまいりたいと考えています。

○ **食品安全国際基準に関して**

食品安全の国際基準に自国の主張を反映させることで自国の利益を守るためには、消費者に理解しやすい形で公表したり、意見交換することが重要ではないか。

(愛知県 男性 33歳 食品関係業務経験者)

【厚生労働省および農林水産省からのコメント】

食品安全に関する国際基準としては、コーデックス委員会が定める規格基準等が挙げられます。我が国は1966年に加盟して以来、総会や各部会に積極的に参加し、我が国の意見を反映した規格案が国際食品規格（コーデックス規格）として採択されるよう、各国と協調しつつ、建設的に取り組んでおります。

コーデックス規格に関する情報提供・意見交換の場としては、厚生労働省と農林水産省が消費者、生産者、産業界及び学識関係者からなる「コーデックス連絡協議会」を平成12年3月に設置し、コーデックスの活動状況についての報告及び意見交換を行っております。当初は、年度当たり1、2回の開催でしたが、平成15年度以降は、毎年5～6回に開催回数を増やしているところです。

本連絡協議会は公開で行われ、結果概要や配付資料も農林水産省ホームページで公表されています。一般の傍聴については、報道発表や厚生労働省、農林水産省ホームページを通じて、事前に募集をしております。その他のコーデックスに関する情報も、農林水産省ホームページにおいて提供しています。

連絡協議会資料等入手先：農林水産省ホームページ

(http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/codex/codex_top.htm)

一般傍聴募集案内：厚生労働省ホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/update.html>)

農林水産省ホームページ

(<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>)

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関に回付しております。

○ **大腸がんと食肉に関する報道について**

健康の維持や長寿に無くてはならない食肉が大腸がんの原因に因果関係があるかのような報道がなされている。最新の研究がどこまで進んでいるのか情報を提供して欲しい。「食」に対する報道が危機や風評被害にならないよう食品安全委員会が最終判断を示して、統一見解で発表すれば報道に混乱が起きないのではないか。

(宮城県 男性 62歳 食品関係業務経験者)

○ **クライシスマネジメントについて**

クライシスマネジメントとは、何かが発生した場合に、どう対応するかということであり、これによって企業に対する評価が決まるといっても過言ではない。多くの消費者は、新聞やテレビ、インターネットなどで食の安全に関わる情報を入手しており、その情報の出し方や、内容によっては混乱を招くことがある。こうしたことに対応するために日ごろから準備をしておく必要がある。

(大阪府 女性 33歳 食品関係業務経験者)

○ **コンプライアンス(法令順守)について**

食品の安全性を確保するために、コンプライアンス(法令順守)は大切な要件である。法令が数多く存在し、「遵守すべき」であると理解していても、把握しきれていない法令があるのではないだろうか。法令を「作る」ことが目的ではなく、「守る」ことが目的であるなら、改正(又は制定)されるたびに複雑な内容にならないようにしていく必要がある。

(大阪府 女性 33歳 食品関係業務経験者)

○ **アサリの産地名(輸入国名)等、ラベル表示の方法について**

アサリ、その他の貝類のラベル表示について 1.消費者にわかりやすい内容表示にする 2.輸入国名など正しく記載することを提案したい。ラベル表示の偽装や内容物偽装に対する畜産業界等の経験と実績を生かし、生鮮貝の食品関係事業者へ行政機関が正しく指導する必要がある。

(福岡県 男性 62歳 食品関係業務経験者)

○ **近江牛の飼育歴偽装とトレーサビリティ法について**

今月、近江牛の飼育歴を偽装する事件が発覚した。トレーサビリティシステムの見直しや不正行為に対する罰則強化を行い、二度とこのようなことがないように努めていただきたい。

(和歌山県 女性 38歳 その他消費者一般)

○ **有機農業へ向けて抜本的転換を**

国の「食料・農業・農村基本計画」の有機農業と無農薬施策は、諸外国と比較して手ぬるいと思う。食の安心と信頼を高揚するために、自然の本来有する力を使用する有機農業へ向けて抜本的転換を推進すべきである。

(宮城県 男性 68歳 その他消費者一般)